

児童手当から子ども手当にかわります。

4月から子ども手当制度が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給するものです。

「子ども手当」と「児童手当」の違い

	子ども手当（平成22年4月以降）	児童手当（平成22年3月まで）
所得制限	なし	あり
対象年齢	中学校修了前 （15歳到達後最初の3月31日まで）	小学校修了前 （12歳到達後最初の3月31日まで）
手当月額	一律 13,000円	3歳未満／ 10,000円 3歳以上／ 5,000円 （18歳以内の児童から数え、第3子目は10,000円）

申請手続きについて

○児童手当を受給している方（中学生の子どもいない方）

自動的に「子ども手当」に継続されます。手続きは必要ありません。

○児童手当を受給している方（中学2年生、中学3年生の子どもがいる方）

手続きが必要です。

○「児童手当」を受給していない方

手続きが必要です。

○公務員の場合

児童手当と同じく職場での受給となります。（勤務先にご確認ください）

4月分からの子ども手当を受給するためには**平成22年9月30日までに申請してください。**

* 5月18日までに申請した方は6月（支給月）に4、5月分を支給します。

6月に子ども手当の現況届の提出も

現況届は6月1日における子どもの養育状況の確認をし、引き続き子ども手当の受給要件があるかを調査するものです。

対象者

子ども手当を受給している方（該当する方と該当しない方がいます）（6月初め頃通知します）

届出をしないと

6月分からの子ども手当の支給が停止となります。

●お問い合わせは

児童家庭課（本庁）
子ども手当係（☎998-7163）

法人3保育園 4月から新たにスタート

平成22年4月1日に町立中央保育所とあずま保育所の民営化にともない、法人八重乃会中央保育園と法人憲寿会ときわ東保育園が開園、またやえせ北保育園（法人やえせ福祉会）が移転、新装開園しました。

これからの子育て支援がより充実し、子どもたちの笑顔いっぱいになるよう地域で支えます。



八重瀬町保健センター 受付 2:45～ 運動開始 3:00～

期 間	回数	定員	対象者
平成22年5月12日～7月28日（毎週水曜日）	11回コース	30名	70歳未満

* 6月2日、7月14日は住民健診で保健センターの使用ができないため、前日の火曜日に行います。

具志頭老人福祉センター 受付 2:45～ 運動開始 3:00～

期 間	回数	定員	対象者
平成22年4月1日～6月24日（毎週木曜日）	12回コース	20名	70歳未満

お問い合わせ **八重瀬町保健センター** TEL: 998-1149 (担当: 仲村)

申し込み締め切りは、ありませんのでお待ちしております。
※医師からの運動を止められている方はご遠慮をお願いします。

♪チエアー
エクササイズ♪

自宅でも手軽に
出来る簡単な
運動がら一緒に
始めませんか？



就学援助

町では経済的理由によって就学が困難と認められる小・中学校児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費などの援助をしています。

援助の内容	区分	学用品費等	新入学学用品費等	学校給食費	修学旅行費	校外活動費	医療費
	小学校	11,100円～13,270円	1年生のみ	全額	限度あり	限度あり	実費
	中学校	21,700円～23,870円					

※生活保護を受けている人は、修学旅行費および医療費のみが対象となります。

■援助が受けられる方

次のいずれかに該当し、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

申請理由	申請理由証明書添付
生活保護を受けている、生活保護が停止又は廃止になった	（必要ありません）
国民年金保険料、国民健康保険税が減免されている	承認通知書、決定通知書の写
児童扶養手当全額受給者である	児童扶養手当証書の写
世帯全員が町県民税非課税である	同居世帯の平成21年分所得証明書
その他 特別な事情があって、生活が非常に困窮している場合等	ハローカード写、診断書等

■申請方法

学校または教育委員会にある「就学援助申請書」を学校教育課へ提出して下さい。

平成21年分所得証明書は、6月1日以降役場税務課で交付を受けて下さい。

（未申告の場合は受付できません）

※生活保護を受けている人は、必ず申請して下さい。

※昨年度に引き続き援助を希望する人も、改めて申請が必要です。

■申請期間

6月1日(火)～18日(金)まで（土・日を除く 8:30～17:15）

■問い合わせ

教育委員会学校教育課（☎998-7571）

幼稚園就園奨励費（幼稚園保育料等の一部減免）

幼稚園教育の一層の普及・充実を図るため、経済的にお困りのご家庭に保育料の減免を行っています。

○対象者

八重瀬町に住居登録がある世帯で、町立幼稚園に就園させている保護者

生活保護受給世帯

生活保護に準ずる程度に経済的に困窮している世帯

○補助額

課税状況に応じて減免します。

○申請方法

幼稚園または教育委員会にある「減免調書」を通園している幼稚園へ提出して下さい。

認定は、教育委員会が行い7月上旬頃通知します。

○申請に必要なもの

印鑑、同居世帯の平成21年分所得証明書

※平成21年分所得証明書は、6月1日以降役場税務課で交付を受けて下さい。

（未申告の場合は受付できません）

○申請期間

6月1日(火)～11日(金)まで

●問い合わせ

教育委員会学校教育課（☎998-7571）

5月は軽自動車税・自動車税の納付期間です。

納付期間内納付のご協力をお願いいたします **納付期限** 平成22年5月31日(月)

軽自動車税の減免申請について

障害者本人又はそれと生計を一にする者が所有する軽自動車等で、専ら障害者の通学(園)通院、通所又は生業のために使用される場合は、軽自動車税が減免されることになっております。

（障害の程度によっては、減免できない場合があります。）

○減免申請期限 平成22年5月24日(月)厳守

○必要書類等 減免申請書(税務課にあります)。自動車検査証、障害者手帳、運転する方の免許証、申請者の印鑑

* 軽自動車税の詳しいお問い合わせについては、税務課までお願いします。 **税務課** ☎998-9593

軽自動車・バイクの課税日は、4月1日です。

（軽自動車・バイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課税される市町村税の1つです。）

※4月2日以降に廃車・譲渡の手続きをしても、その年度までは軽自動車税がかかります。月割還付はありません。

●問い合わせ先 **税務課 軽自動車税係** ☎998-9593